

発 行 者 情 報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 5 月 29 日
【発行者の名称】	株式会社フェリエスト (Feriest Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 大太
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目 8 ー10晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟24F
【電話番号】	03-6721-1871 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 前田 真嗣
【担当 J-A d v i s e r の名称】	宝印刷株式会社
【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番 8 号
【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3371-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	T O K Y O P R O M a r k e t なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社フェリエスト https://www.feriest.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 中間会計期間	第8期	第9期	第10期
会計期間	自 2025年9月1日 至 2026年2月28日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2024年8月31日	自 2024年9月1日 至 2025年8月31日
売上高 (千円)	389,382	290,021	129,420	549,891
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	49,853	42,081	△29,291	42,609
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失 (△) (千円)	37,750	30,793	△51,650	22,413
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	1,000,000	100	100	100
純資産額 (千円)	141,795	138,282	86,631	104,045
総資産額 (千円)	502,348	221,555	179,096	321,638
1株当たり純資産額 (円)	141.79	138.28	86.63	104.05
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	—	— (—)	50,000 (—)	— (—)
1株当たり中間 (当期)純利益又は中間 (当期)純損失(△) (円)	37.75	30.79	△51.65	22.41
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.2	59.1	48.4	32.3
自己資本利益率 (%)	30.7	23.5	△45.9	23.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△24,266	—	△22,613	35,483
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△51,782	—	7,405	△11,228
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	97,832	—	△1,815	80,771
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	212,362	—	85,553	190,579
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	40 (6)	21 (—)	34 (—)	38 (14)

- (注) 1. 当社には子会社がないため、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度又は中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は第11期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第10期以前の中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第8期及び第10期は配当を実施していないため、記載しておりません。また、第9期については配当を実施しておりますが当期純損失を計上しているため配当性向は記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 第8期から第11期中間会計期間までの株価収益率については、株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 2025年11月29日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
9. 2024年7月15日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から8月31日に変更しております。したがって、第9期は、決算期変更により2024年4月1日から2024年8月31日までの5ヶ月決算となっております。
10. 第8期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第10期の財務諸表については、監査法人アヴァンティアの監査を受けておりますが、第8期及び第9期の財務諸表については当該監査を受けておりません。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第11期中間会計期の中間財務諸表については、監査法人アヴァンティアの期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
40 (6)	29.6	1.1	4,304

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 最近日までの1年間において従業員数が11名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 平均年間給与には、パート、臨時従業員の給与は含まれておりません。
5. 当社は、SNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

SNSマーケティング市場は、総務省「情報通信白書」に示されるSNS利用者数の増加および企業によるSNS活用の進展を背景に、拡大傾向にあります。特に近年は、スマートフォンの普及およびプラットフォームの高度化に伴い、ショート動画を中心としたコンテンツ消費が拡大しております。

このような環境のもと、従来の広告配信中心のマーケティング手法に加え、企業自らが継続的に情報発信を行アカウント運用の重要性が高まっております。また、SNSアルゴリズムの変化により、コンテンツの質やユーザーとのエンゲージメントがリーチ拡大に影響を与える構造となっており、戦略的なコンテンツ設計および継続的な運用体制の構築が求められております。加えて、ショート動画領域においては、短時間での訴求力やストーリー性、高頻度でのコンテンツ供給が成果に影響を与える傾向が強まっております、企画・制作・分析を一体で提供する体制の重要性が高まっております。

このような市場環境の中、当社が展開するSNSアカウント運用およびショート動画制作を中心とした事業は、企業の継続的な情報発信ニーズの高まりを背景に需要が拡大しており、既存取引先との取引拡大に加え新規顧客の獲得も進んだ結果、取引社数は増加傾向にあります。これらの取り組みにより、事業は堅調に推移いたしました。

これらの結果、当中間会計期間における売上高は389,382千円、営業利益は49,547千円、経常利益は49,853千円、中間純利益は37,750千円となりました。

また、当社はSNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載を省略しております。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は212,362千円(前事業年度末比21,783千円増加)となりました。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は24,266千円となりました。主な要因は税引前中間純利益47,575千円、売上債権の増加68,434千円、前払費用の増加5,698千円、仕入債務の増加2,347千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は51,782千円となりました。主な要因は有形固定資産の取得による支出30,538千円、敷金及び保証金の支払による支出20,071千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は97,832千円となりました。主な要因は長期借入による収入150,000千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は役務提供サービスを中心としたSNSマーケティング事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社はSNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。当中間会計期間における販売実績をサービス別に示すと、次の通りです。

サービス区分	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	前年同期比 (%)
SNSアカウント運用代行 (千円)	195,583	—
ショート動画制作・その他 (千円)	193,799	—
合計	389,382	—

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。また新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年3月23日に公表した発行情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本書公表日現在において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、またはJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り1カ月）を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかった時は、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する1カ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、当発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

- 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面
- (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまで掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについて書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
- （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
- （b）当社が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
- （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当

社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日（a） TOKYO PRO Marketの上場株券等（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。））についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他経済的利益を受け権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定または締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この中間財務諸表を作成するに当たって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は406,337千円で、前事業年度末に比べ117,462千円増加しております。現金及び預金の増加21,783千円、売掛金の増加68,434千円、前渡金の増加6,300千円、前払費用の増加5,698千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は96,010千円で、前事業年度末に比べ63,247千円増加しております。建物の増加42,921千円、車両運搬具の増加4,574千円、敷金及び保証金の増加13,256千円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は201,395千円で、前事業年度末に比べ32,152千円増加しております。短期借入金の減少33,310千円、1年内返済予定の長期借入金の増加48,984千円、未払費用の増加16,625千円、未払消費税等の減少8,196千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は159,157千円で、前事業年度末に比べ110,807千円増加しております。長期借入金の増加82,251千円、資産除去債務の増加21,854千円がその主な変動要因であります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は141,795千円で、前事業年度末に比べ37,750千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益の計上による利益剰余金の増加37,750千円が変動要因であります。

（3）経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載の通りであります。

（4）キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数(人)
		建物	工具、器具 及び備品	車両運搬具	合計	
本社 (東京都中央区)	本社事務所	45,137	6,955	4,574	56,667	40(6)

- (注) 1. 本社の建物は賃借物件であり、当中間会計期間の賃借料は5,288千円であります。
2. 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
4. 当社はSNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2026年2月28日)(株)	公表日現在発行数(2026年5月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(注) 1. 2025年11月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年11月29日で定款の変更を行い、100株を1単位とする単元株制度の導入を行っております。

2. 2025年11月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より600株減少し、400株となっております。

3. 2025年11月14日開催の取締役会決議により、2025年11月29日付で1株を10,000株に株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は999,900株増加し、1,000,000株となっております。また発行可能株式総数は3,999,600株増加し、4,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年11月29日(注)	999,900	1,000,000	—	10,000	—	—

(注) 2025年11月14日開催の取締役会決議により、2025年11月29日付で普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は999,900株増加し、1,000,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の 割合(%)
株式会社Big Thick (注) 1	東京都江東区大島 8-4-2、1階	750,000	75.00
吉田 大太	東京都江東区	250,000	25.00
計	—	1,000,000	100.00

(注) 1. 当社代表取締役の資産管理会社であります。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

(注) 1. 2025年11月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年11月29日で定款の変更を行い、100株を1単元とする単元株制度の導入を行っております。

2. 2025年11月14日開催の取締役会決議により、2025年11月29日付で1株を10,000株に株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は999,900株増加し、1,000,000株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社株式は、2026年4月20日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

2026年3月23日付の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は第1種中間財務諸表であります。

- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

- (3) 当社は前中間会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)の中間財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 8 月31日)	当中間会計期間 (2026年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	190,579	212,362
売掛金	63,148	131,582
仕掛品	3,734	6,254
前渡金	17,899	24,200
前払費用	8,393	14,091
その他	5,200	17,936
貸倒引当金	△80	△90
流動資産合計	288,875	406,337
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,346	46,110
減価償却累計額	△130	△973
建物（純額）	2,215	45,137
車両運搬具	347	5,338
減価償却累計額	△347	△763
車両運搬具（純額）	0	4,574
工具、器具及び備品	15,166	15,775
減価償却累計額	△7,474	△8,819
工具、器具及び備品（純額）	7,691	6,955
有形固定資産合計	9,907	56,667
投資その他の資産		
敷金及び保証金	7,048	20,305
保険積立金	6,400	7,600
繰延税金資産	9,406	11,422
その他	440	454
貸倒引当金	△440	△440
投資その他の資産合計	22,855	39,342
固定資産合計	32,763	96,010
資産合計	321,638	502,348

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (2026年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,321	11,668
短期借入金	33,310	—
1 年内返済予定の長期借入金	13,068	62,052
未払金	23,831	23,982
未払費用	18,138	34,763
未払法人税等	8,870	11,840
未払消費税等	20,069	11,873
前受金	33,040	30,106
預り金	5,489	4,503
賞与引当金	3,512	4,573
リース債務	186	187
その他	407	5,843
流動負債合計	169,243	201,395
固定負債		
長期借入金	47,468	129,719
リース債務	882	788
資産除去債務	—	21,854
その他	—	6,795
固定負債合計	48,350	159,157
負債合計	217,593	360,552
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	94,045	131,795
株主資本合計	104,045	141,795
純資産合計	104,045	141,795
負債純資産合計	321,638	502,348

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
売上高	389,382
売上原価	163,309
売上総利益	226,072
販売費及び一般管理費	※1 176,524
営業利益	49,547
営業外収益	
受取利息	194
受取家賃	849
補助金収入	400
雇用助成金	700
ポイント収入	758
その他	170
営業外収益合計	3,071
営業外費用	
支払利息	1,234
支払手数料	10
解決金	1,500
その他	20
営業外費用合計	2,765
経常利益	49,853
特別損失	
固定資産除却損	※2 2,278
特別損失合計	2,278
税引前中間純利益	47,575
法人税、住民税及び事業税	11,840
法人税等調整額	△2,015
法人税等合計	9,824
中間純利益	37,750

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	47,575
減価償却費	3,354
敷金償却額	2,579
保証金償却額	174
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,060
受取利息及び受取配当金	△194
受取家賃	△849
補助金収入	△400
助成金収入	△700
ポイント収入	△758
支払利息	1,234
支払手数料	10
固定資産除却損	2,278
売上債権の増減額 (△は増加)	△68,434
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	10
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,520
前払費用の増減額 (△は増加)	△5,698
前渡金の増減額 (△は増加)	△6,300
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	855
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,347
未払金の増減額 (△は減少)	151
未払費用の増減額 (△は減少)	16,691
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△8,196
前受金の増減額 (△は減少)	△2,933
預り金の増減額 (△は減少)	△985
その他	4,256
小計	△15,391
利息及び配当金の受取額	166
利息の支払額	△1,299
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△8,841
補助金の受取額	400
助成金の受取額	700
営業活動によるキャッシュ・フロー	△24,266

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月 28 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー	
敷金及び保証金の回収による収入	42
敷金及び保証金の差入による支出	△20,071
有形固定資産の取得による支出	△30,538
保険積立金の積立による支出	△1,200
その他	△14
投資活動によるキャッシュ・フロー	△51,782
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△33,310
長期借入による収入	150,000
長期借入金の返済による支出	△18,765
リース債務の返済による支出	△92
財務活動によるキャッシュ・フロー	97,832
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	21,783
現金及び現金同等物の期首残高	190,579
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 212,362

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
役員報酬	19,000千円
給料賃金	39,835
賞与引当金繰入額	2,554
貸倒引当金繰入額	10
販売促進費	13,667
減価償却費	3,355

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
建物	2,062千円
工具、器具及び備品	216

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の中間期末残高は中間貸借対照表に記載されている現金及び預金残高と一致しております。

(収益認識関係)

当社はSNSマーケティング事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に重要な差異がなく、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はSNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益金額	37円75銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2025年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、2025年11月29日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純利益(千円)	37,750
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	37,750
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月29日

株式会社フェリエスト

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 相馬 裕 晃
業務執行社員

指定社員 公認会計士 梶 原 大 輔
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フェリエストの2025年9月1日から2026年8月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フェリエストの2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。